

公布された条例のあらまし

○佐賀県県税条例の一部を改正する条例（条例第 25 号）

- 1 令和 6 年度分の個人の県民税について、前年の合計所得金額が 1,805 万円以下である所得割の納税義務者を対象に、所得割の額から県民税に係る特別控除の額を控除することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の附則第 5 条の 7 関係）
- 2 法人の事業税について、当該事業年度に資本金 1 億円以下への減資を行った法人、特定法人との間に完全支配関係がある法人等が一定の要件に該当した場合、外形標準課税の適用対象法人とすることとした。（条例第 2 条の規定による改正後の附則第 14 条の 3 及び条例第 3 条の規定による改正後の第 47 条関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、規則で定める日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。